







技術サービス料およびロイヤルティ(特許権使用料の支払い)に対する源泉徴収率引き上げの影響

インド税法<sup>1</sup>により、非居住者/外国企業に対する技術サービス料(FTS)およびロイヤルティの支払いは、実効税率10.92%(サーチャージおよび教育セスを含む)で課税されることになりました。

さらに、インド税法<sup>2</sup> は、インドが他国と二重課税回避協定(DTAA)を締結している場合、DTAA または法律のうち有益な方の規定を適用すると規定しています。

現在、インドと日本の租税条約では、ロイヤルティと技術サービス料に対して**10**%の税率が適用されることになっています。

## インドでの確定申告の免除

インドの現地法では、以下の条件を満たす場合、外国企業/非居住者のインドでの税務申告を免除することができます:

- 配当金、利子、ロイヤリティ、技術サービス料のみから得られる所得。
- インドの現地法に従って税金が差し引かれます。

以上のことから、非居住者や日本企業は、インドでの申告が緩和され、その差額がわずか0.92%(10.92%対10%)であることから、インドの現地法に準拠することを選択するようになりました。

- 1. Section 115A of the Income Tax Act, 1961
- 2. Section 90(2) of the Income Tax Act, 1961



### インドの現地法における最近の改正

インドは最近、国内法を改正しました。その中で、 2023年4月1日以降に適用されるロイヤリティ及びFTS の実効税率が10.92%から21.84%(サーチャージ及び セスを含む) に引き上げられることが決定されました。

これにより、非居住者や外国企業は租税条約の恩恵を 受けざるを得なくなり、条約税率は以前のシナリオと 比較してより有利となります。

通常、租税条約による特典を利用するために、インドの法律では、非居住者/外国企業がTax Residency Certificate (納税証明書・TRC)とその他の申告書を提出することが要求されています。しかし、TRCがインド法で要求されるすべての詳細を含んでいない場合、Form Tor 10 Form Tor 1

また、最近、インドの直接税中央委員会(CBDT)は、非居住者の Form 10F の電子申告を義務化したことも注目されます。また、CBDTは、インドでPAN(Permanent Account Number:インド税務登録番号)を持たない非居住者に対して、2023年3月31日まで(現在は2023年9月30日まで延長)、Form 10Fを手動で提出することを一時的に緩和しています。

このため、非居住者や外国企業にとっては、租税条約に基づく有利な税率を利用するために、Form 10Fを含むすべての関連書類を電子フォームで提出することが重要になります。

Form 10Fを電子的に提出するためには、政府ポータルサイトでオンラインアカウントを作成する必要があり、PANが必要となります。この変更により、租税条約の恩恵を受けようとするすべての非居住者は、間接的にPANを取得し、必要な書類を提出する必要があります。

上記に加え、インド税法³により、すべての企業はインドで税務申告をする必要があります。外国企業の立場からすると、論理的には、インドから所得を得るすべての企業がインドで確定申告をする義務があると解釈できます。従って、外国企業がインドでPANを持ち、インドから所得を得、租税条約の恩恵を受けるようになれば、インドで確定申告をする義務が生じます。また、インドの現地法ではなく、租税条約に従って源泉徴収されるため、確定申告の免除は受けられなくなります。また、関連者間取引の場合、移転価格に関するコンプライアンスもインドで実施する必要がある。

## インドの源泉徴収税率ではなく、租税条約による有利な(低い)税率を利用する。

## 源泉徴収税額

旧税率 **10%**\*

20%\*

\*plus applicable surcharge and cess



納税証明書

Form 10F

件

インドと日本 **10%** の租税条約に基づく税率

の恒仇未別に奉うて侃学

■ インド税務登録番号 ■

確定申告

2023年10月1日からインド税務当局ポータルサイトでオンライン申請





#### 今後の展開

インドから所得を得ている外国企業/非居住者は、インドでの改正に伴うインドでの税制上の影響を評価する必要があります。また、租税条約上の優遇措置を受けるための適格性を分析する必要があり、これには受益権テストや実体テストなどを検討する必要があります。適格性が明らかになった後は、インドで適切な登録を行い、すべてのコンプライアンスをインドで実施する必要があります。

### 私たちがお手伝いできること

- 源泉徴収税への影響と税制最適化措置に関するアドバイス
- インドでの所得申告書の作成と提出
- 移転価格税制の遵守のための支援(該当する場合)



# Nexdigm (ネックスダイム)について

Nexdigmは、従業員所有の独立系グローバル企業で、世界中のクライアントに総合的なコンサルティングサービスを提供しています。問題解決に焦点を当て、多機能の専門知識により、お客様のためにカスタマイズされたソリューションを提供することができます。

私たちは、ビジネスサービスとプロフェッショナルサービスを含む、デジタル 主導の統合ソリューションを提供し、企業の ライフサイクルのあらゆる段階 における課題解決を支援します。米国、ポーランド、アラブ首長国連邦、インド で直接事業を

展開し、50カ国以上の多国籍企業、上場企業、非上場企業、家族経営の企業など、さまざまなお客様にサービスを提供しています。

当社のマルチディシプリナリーのチームは、ヘルスケア、食品加工、銀行・金融サービスなどに特に重点を置き、幅広い業界にサービスを提供しています。過去10年間、私たちは主要なグローバル市場において能力を構築し、活用することで、多くのクライアントに国境を越えたサポートを提供してきました。

創業以来、私たちはプロフェッショナルな水準とパーソナルなサービスを大切にする企業文化を広めてきました。コラボレーションと倫理的行動を重視することで、高品質で革新的な結果を提供しながら、誠実にクライアントにサービスを提供することができます。私たちは、お客様のパートナーとして、お客様のニーズと制約を理解し、統合的なソリューションを提供するために、積極的な姿勢で取り組んでいます。

Nexdigmでは品質を最も重要視しており、情報セキュリティのISO/ISO 27001 認証と品質管理のISO 9001認証を取得しています。

私たちは、International Accounting BulletinやEuro Money Publicationsなどのグローバルな組織から長年にわたって評価されています。

Nexdigmは、新しいビジネスのパラダイムに踏み込むこと、つまりThink Next へのコミットメントと共鳴しています。

USA Canada Poland UAE India Hong Kong Japan

アメリカ・カナダ・ポーランド・アラブ首長国車邦・インド・香港・日本



#### www.nexdigm.com

Contact us

Hamamatsucho Daiya Building, 2nd Floor, 2-2-15 Hamamatsucho, Minato-ku, Tokyo 105-0013 Japan T: +81 3 6683 8393

Follow us on











お問い合わせはこちらThinkNext@nexdigm.com

東京都港区浜松町2丁目2番15号 浜松町ダイヤビル2F〒105-0013 電話: 03 6683 8393



すべての主要なプラット フォームでポッドキャスト を聴くことができます。